

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務部企画調整課】 3

◇ 規 則

- 北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則【消防局予防部規制課】 6
- 北九州市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則【消防局予防部規制課】 7

◇ 告 示

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 8
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 9

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

専修学校の北九州市立高等理容美容学校及び各種学校の北九州市立高等理容美容学校を廃止することにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

危険物^{仮貯蔵}_{仮取扱}承認申請書等について、申請者等の押印を不要とすることにしました。

この規則は、令和3年3月17日から施行することにしました。

◇北九州市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則

特定防災施設等設置計画書及び代替措置等認定申請書について、届出者等の押印を不要とすることにしました。

この規則は、令和3年3月17日から施行することにしました。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

専修学校	北九州市立高等理容美容学校	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号	を
	〃 戸畑高等専修学校	〃 戸畑区沢見一丁目3番47号	
各種学校	北九州市立高等理容美容学校	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号	

専修学校	北九州市立戸畑高等専修学校	北九州市戸畑区沢見一丁目3番47号	に
------	---------------	-------------------	---

改める。

別表第3の1中

専修学校	高等理容美容学校	入学料	2,000円	入学の日から10日以内に納入すること。
		授業料	月額4,800円	毎月25日までに納入すること。
		入学選考料	1,500円	入学願書を提出するときに徴収する。
		実習費	実費相当額	毎月25日までに納入すること。
専修学校	戸畑高等専修学校	入学料	2,000円	入学の日から10日以内に納入すること。
		授業料	月額4,800円	1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給

				権者（同法第4条の認定を受けた者をいう。）にあつては、当該高等学校等就学支援金を充てるものとする。 2 前項の受給権者以外の者にあつては、毎月25日（市長が必要と認めるときは、別に定める日）までに納入すること。	
		手数料	入学者の選考	1,500円	入学願書を提出するときに徴収する。
			卒業証明書、成績証明書又はその他の証明書	1枚につき200円	国又は地方公共団体が事務上必要とするときは、無料とする。
各種 学 校	高等理容美 容学校	入学料		円 2,000	入学の日から10日以内に納入すること。
		授業料		月額4,800	毎月25日までに納入すること。
		入学選考料		1,500	入学願書を提出するときに徴収する。
		実習費	実費相当額		毎月25日までに納入すること。

を

専修学校	入学料		2,000円	入学の日から10日以内に納入すること。
	授業料	月額4,800円		1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者（同法第4条の認定を受けた者をいう。）にあつては、当該高等学校等就学支援金を充てるものとする。 2 前項の受給権者以外の者にあつては、毎月25日（市長が必要と認めるときは、別に定める日）までに納入すること。
	手数料	入学者の選考	1,500円	入学願書を提出するときに

に

			徴収する。
	卒業証明書、成績証明書又はその他の証明書	1枚につき200円	国又は地方公共団体が事務上必要とするときは、無料とする。

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の1 学校教育関係の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前の専修学校（北九州市立高等理容美容学校に限る。）又は各種学校の使用に係る使用料又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものに係る手数料については、なお従前の例による。

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和3年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第6号

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

北九州市危険物の規制に関する規則（昭和54年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条の2各項中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改める。

第12条の3各項中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「次号、第3号」を「第1号から第3号まで」に改め、同条第10号中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改め、同条第11号中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改める。

第1号様式、第8号様式、第11号様式、第13号様式及び第16号様式中「㊟」を削る。

第16号様式の3中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改める。

第16号様式の4中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改める。

第17号様式、第18号様式及び第19号様式中「㊟」を削る。

第21号様式中「印」を削る。

第22号様式中「㊟」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則

北九州市石油コンビナート等災害防止法施行細則（昭和57年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第4号様式中「㊟」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護ステーション門司	旧	北九州市門司区春日町22番1号	令和3年3月1日
	新	北九州市門司区鳴竹一丁目14番17号	

北九州市告示第63号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年2月19日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和3年2月10日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番

	7 台	令和 3 年 2 月 25 日	青葉自転車保管所
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 2 月 15 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 2 月 16 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 2 月 1 日	下城野自転車保管所
	3 台	令和 3 年 2 月 4 日	
	1 台	令和 3 年 2 月 8 日	
	1 台	令和 3 年 2 月 9 日	
	2 台	令和 3 年 2 月 15 日	
	3 台	令和 3 年 2 月 17 日	
	3 台	令和 3 年 2 月 24 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 2 月 17 日	北九州市小倉南区八重洲町 16 番
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 2 月 5 日	八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 2 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 3 年 2 月 10 日	
	3 台	令和 3 年 2 月 19 日	
	1 台	令和 3 年 2 月 22 日	

	3 台	令和 3 年 2 月 2 6 日	
八幡東区自転車放置禁止 区域外	1 台	令和 3 年 2 月 2 6 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転 車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 2 月 1 8 日	北九州市八幡西区長 崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転 車放置禁止区域	8 台	令和 3 年 2 月 9 日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転 車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 2 月 2 4 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 3 年 2 月 5 日	藤田自転車保管所
	2 台	令和 3 年 2 月 1 2 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転 車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 2 月 8 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区 域外	1 台	令和 3 年 2 月 8 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 3 年 2 月 1 6 日	

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の15の表の予防部長の項第19号中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改め、同項第20号中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年3月17日から施行する。